

## 附属書一 第十六条に関する表

### 第一部 一般的注釈

- 1 この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- 2 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
  - (a) 最初の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
  - (b) その後の引下げは、毎年四月一日に行う。
- 3 この附属書の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

### 第二部

#### 第一節 日本国の表についての注釈

- 1 第十六条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げ

る次の区分を適用する。

- (a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
- (b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (e) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (f) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

- (g) 表の4欄に「C」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から基準税率を適用する。
- (h) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次節の日本国の表の5欄の注釈に定める条件に従い、削減する。
- (i) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次の条件に従う。
  - (A) 各年の合計割当数量は、次のとおりとする。
    - (aa) 一年目については、百メートル・トン
    - (bb) 二年目については、百五メートル・トン
    - (cc) 三年目については、百十メートル・トン
    - (dd) 四年目については、百十五メートル・トン
    - (ee) 五年目については、百二十メートル・トン
    - (ff) 六年目については、百二十五メートル・トン

- (gg) 七年目については、百三十メートル・トン
- (hh) 八年目については、百三十五メートル・トン
- (ii) 九年目については、百四十メートル・トン
- (jj) 十年目については、百四十五メートル・トン
- (kk) 十一年目及びそれ以降の各年については、百五十メートル・トン
- (B) 枠内税率は、十二・八パーセントとする。
- (C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。詳細な規則については、第十一条の規定に従って設置される合同委員会がこの協定の効力発生の日に採択する運用上の規則に定める。
- (ii) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (j) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、(a)から(i)までに規定する関税

に係る約束の対象から除外され、及びこの協定の効力発生の日から五年目に両締約国が交渉する。

(k) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2 次の(a)から(o)までの規定に定める条件は、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(a) 関税率については、基準税率から五・〇パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(b) 関税率については、基準税率から二・四パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(c) 関税率については、基準税率から四・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(d) 関税率については、基準税率から五・五パーセントまでの五回の毎年均等な引下げにより、削減する。

- (e) 関税率については、基準税率から八・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (f) 関税率については、基準税率から十四・九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (g) 関税率については、基準税率から十五・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (h) 関税率については、基準税率から十七・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (i) 関税率については、基準税率から十七・二パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (j) 関税率については、基準税率から十九・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (k) 関税率については、基準税率から十九・二パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

- る。
- (1) 関税率については、基準税率から二十・七パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (m) 関税率については、基準税率から二十三・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (n) 関税率については、基準税率から二十三・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (o) 関税率については、次の規定に従って削減する。
- (i) この協定の効力発生の日から、二十九・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・六二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
- (ii) 二年目の初日から、二十八・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
- (iii) 三年目の初日から、二十八・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・八五円の従量税率

率より低いときは、当該従量税率)

(iv) 四年目の初日から、二十七・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・四七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

(v) 五年目の初日から、二十七・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・〇八円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

(vi) 六年目の初日から、二十六・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十・七〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

3 この部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この3の規定は、第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であつて、次節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この4の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二節 日本国の表

1	2	3	4	5
第一類 〇一・〇一 〇一〇一・一〇	品名 動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの 馬 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	基準税率	区分	注釈
			A	

○一〇一・九〇	その他のもの 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） その他のもの ろ馬、ら馬及びヒニー
○一〇二・九〇	その他のもの 馬 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） その他のもの ろ馬、ら馬及びヒニー
○一〇二・一〇	牛（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの その他のもの
○一〇二・二〇	純粋種の繁殖用のもの その他のもの
○一〇二・三〇	豚（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの
○一〇三・一〇	水牛 その他のもの
A	X A A A X A A X A

<p>○一〇三・九一 ○一〇三・九二 ○一・〇四 ○一・〇五 ○一・〇六</p>	<p>その他のもの 一頭の重量が五〇キログラム未満のもの 一頭の重量が五〇キログラム以上のもの 羊及びやぎ（生きているものに限る。） 家きん（鶏（ガルルス・ドメステイクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。） その他の動物（生きているものに限る。）</p>		<p>A A A X X</p>
<p>第二類 ○二・〇一 ○二・〇二 ○二・〇三 ○二〇三・一一 ○二〇三・一二 ○二〇三・一九</p>	<p>肉及び食用のくず肉 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 牛の肉（冷凍したものに限り。） 豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。） 生鮮のもの及び冷蔵したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの 骨付きの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの その他のもの</p>		<p>X X X A X A</p>

○二〇三・二二	冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉	
○二〇三・二二	いのししのもの いのししのもの その他のもの	
○二〇三・二九	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの その他のもの	
○二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○二〇六・二二	牛のもの（冷凍したものに限る。）	
○二〇六・二二	舌	
○二〇六・二二	肝臓	
		X X X A A X A X A X A X A





第三類	<p>○二〇七・三六 ○二・〇八 ○二〇九・〇〇 ○二・一〇 ○二一〇・一一 ○二一〇・一二 ○二一〇・一九 ○二一〇・二〇 ○二一〇・九一 ○二一〇・九二 ○二一〇・九三 ○二一〇・九九</p>
魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	<p>その他のもの（冷凍したものに限る。）  その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）  家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）  肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール  豚の肉  骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）  ばら肉及びこれを分割したもの  その他のもの  牛の肉  その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）  霊長類のもの  鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの  爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの  その他のもの</p>
	<p>四・二％</p>
	<p>X A B 10 A X X X X A A A</p>



〇三〇一・九九	<p>養魚用の稚魚  その他のもの  その他のもの  養魚用の稚魚  その他のもの</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエンングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）  その他のもの</p>	A R A
〇三・〇二	<p>魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）</p>	R X
〇三〇二・一一	<p>さけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）  ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</p>	X
〇三〇二・一二	<p>太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュ</p>	X





	<p>その他のもの バラクーダ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及び たい その他のもの かじき（めかじきを除く。） ふぐ その他のもの</p>	三・五%	X	A
〇三〇二・七〇	<p>肝臓、卵及びしらこ にしん（カルペア属のもの）の卵 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 その他のもの</p>	五・六%	R X	B 10
〇三・〇三	<p>魚（冷凍したものに限りものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オン コルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンク ス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。 肝臓、卵及びしらこを除く。） べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ） その他のもの</p>		R X	
〇三〇三・一一	<p>その他のもの</p>		X	
〇三〇三・一九	<p>その他のもの</p>		X	
〇三〇三・二二	<p>その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。） ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ</p>			

○三〇三・二二	ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ		
○三〇三・二九	ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)		
	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)		
	その他のもの		
○三〇三・三一	ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフ		
○三〇三・三二	タルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇三・三三	ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロ		
○三〇三・三九	スス及びヒポグロスス・ステノレピス)		
	プレイス(プレウロネクテス・プラテサ)		
	ソール(ソレア属のもの)		
	その他のもの		
○三〇三・四一	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)		
○三〇三・四二	(肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇三・四三	びんながまぐろ(トウヌス・アラレンガ)		
○三〇三・四四	きはだまぐろ(トウヌス・アルバカレス)		
○三〇三・四五	かつお		
○三〇三・四六	めばちまぐろ(トウヌス・オベスス)		
○三〇三・四七	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)		
○三〇三・四八	みなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)		
○三〇三・四九	その他のもの		
		三・五%	
		B 5	X
		B 5	X
		B 10	X
		B 10	X



〇三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトウス）	三・五%	B 5
〇三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	三・五%	B 10
〇三〇三・七九	メルルシウス属のもの ウロフュキス属のもの	三・五%	B 10
〇三〇三・八〇	その他のもの	三・五%	B 3
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	三・五%	X
	その他のもの	三・五%	X
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししやも	三・五%	A
	その他のもの	三・五%	X
	かじき（めかじきを除く。）	三・五%	B 5
	さわら及びたちうお	三・五%	B 10
	ふぐ、めぬけ類（セバステス属のものに限る。）、ぎんだら、きんめだい及びあゆ	三・五%	B 3
	その他のもの	三・五%	B 3
	肝臓、卵及びしらこ	三・五%	B 3

〇三・〇四	<p>にしん（クルペア属のもの）の卵      たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵      その他のもの      魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）      生鮮のもの及び冷蔵したもの      めかじき（クスイフィアス・グラデイウス）      フィレ      その他のもの</p>	四%	R X B	10
〇三〇四・一一	<p>めろ（デイソステイクス属のもの）      フィレ      その他のもの</p>	三・五%	B R	3
〇三〇四・一二	<p>その他のもの      フィレ</p>	三・五%	B R	3
〇三〇四・一九	<p>その他のもの      フィレ      にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）      その他のもの</p>	X		

○三〇四・二一  
 ○三〇四・二二  
 ○三〇四・二九

くろまぐる (トウヌス・テイヌス) 及びみなみまぐる (トウヌス・マツコ  
 イイ)

その他のもの

にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシ  
 ウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のも  
 の)、いわし (エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属の  
 もの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロ  
 ラビス属のもの)

その他のもの

バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、  
 たい及びさめ

くろまぐる (トウヌス・テイヌス) 及びみなみまぐる (トウヌス・マツコ  
 イイ)

その他のもの

冷凍したフィレ

めかじき (クスイフィアス・グラデイウス)  
 めろ (デイソステイクス属のもの)

その他のもの

にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウ

三・五%

X R B3 X A X R X



○三〇五・三〇	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）		A
○三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		X
○三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。） さけ科のもの卵 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 こんぶかずのこ その他のもの	八・四％ 三・五％	B 7 B 7
○三〇五・一〇	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） 又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		X
○三〇五・一〇	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） 又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		X
○三〇五・一〇	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） 又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		X
○三〇五・一〇	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） 又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	三・五％ 三・五％	B 3 B 10
○三〇五・一〇	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） 又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		X
○三〇五・一〇	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） 又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		A



○三〇六・一一	<p>さけ科のもの その他のもの</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</p> <p>その他のもの</p>	X
○三〇五・六一	<p>塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚</p>	B
○三〇五・六二	<p>にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）</p>	X
○三〇五・六三	<p>コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）</p>	X
○三〇五・六九	<p>かたくちいわし（エングラウリス属のもの）</p>	X
○三〇六	<p>その他のもの</p>	X
○三〇六・一一	<p>甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p> <p>冷凍したもの</p> <p>いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤسس属のものに限る。）</p>	X

一〇・五%

○三〇六・一二	○三〇六・一三	○三〇六・一四	○三〇六・一九	○三〇六・二一	○三〇六・二三
---------	---------	---------	---------	---------	---------

もの)

ロブスター(ホマルス属のもの)

シュリンプ及びプローン

かに

たらばがに(パラリソドス属のもの)

ずわいがに(キオノエセテス属のもの)及びけがに(エリマクルス属のもの)

その他のもの

その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を

含む。)

えび

その他のもの

冷凍してないもの

いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

ロブスター(ホマルス属のもの)

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

シュリンプ及びプローン

四%	四%	七%	四%
A B	A B	B A	A R B
10	5	10	5
A	A	A	A A A

〇三〇六・二四

かに

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

たらばがに（パラリソドス属のもの）、ずわいがに（キオノエセテス属のもの）、けがに（エリマクルス属のもの）及びもくずがに（エリオケイル属のもの）

その他のもの

その他のもの

〇三〇六・二九

その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

えび

その他のもの

その他のもの

えび

その他のもの

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

四%

R B 5 R

七%

B A 10

四%

B 5

一〇%

B 5





その他のもの  
 冷凍したもの  
 貝柱及びいか  
 うに、くらげ及びなまこ  
 うに  
 くらげ

その他のもの  
 くらげ  
 その他のもの  
 はまぐり  
 その他のもの  
 あわび  
 あさり  
 しじみ  
 その他のもの  
 その他のもの  
 貝柱及びいか  
 うに、くらげ及びなまこ  
 うに  
 くらげ

七%						七%	七%	三・五%	七%	七%		七%
B	R	X	X	R	B	B	B	B	B	R	X	B
7					5	10	5	5	5	7		10

<p>第四類</p> <p>○四・〇一</p> <p>○四・〇二</p> <p>○四〇二・一〇</p> <p>○四〇二・二一</p> <p>○四〇二・二九</p> <p>○四〇二・九一</p>	
<p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）</p> <p>砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p> <p>砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p> <p>脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの</p> <p>加圧容器入りにしたホイップドクリーム</p>	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>はまぐり（乾燥したものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>
	<p>五・三%</p> <p>七%</p> <p>九%</p>
<p>R</p>	<p>X B</p> <p>10 5</p> <p>B 10</p>

○四〇二・九九	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>脂肪分が全重量の八%を超えるもの</p> <p>加圧容器入りにしたホイップドクリーム</p> <p>その他のもの</p>	X X
○四・〇三	<p>その他のもの</p> <p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）</p>	X X R
○四〇三・一〇	<p>ヨーグルト</p> <p>冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	X R X
○四〇三・九〇	<p>その他のもの</p>	X
○四・〇四	<p>ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	X X
○四・〇五	<p>ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド</p>	X X
○四・〇六	<p>チーズ及びカード</p>	X X

○四〇六・一〇	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード								
○四〇六・二〇	乾燥固形分が全重量の四八%以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）	その他のもの	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類は問わない。）	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより得られる模様を含むチーズ	その他のチーズ	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）	ふ化用のもの	その他のもの
○四〇六・三〇									
○四〇六・四〇									
○四〇六・九〇									
○四〇七・〇〇									
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）								
○四〇八・一一	卵黄 乾燥したもの								
									一八・八%
									B 15
								R A	
								X X	
								R R X R	

○四〇八・一九	その他のもの	二〇% (その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B 15
○四〇八・九一	その他のもの	二一・三%	B 15
○四〇八・九九	乾燥したもの その他のもの	二一・三% (その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B 15
○四〇九・〇〇	天然はちみつ	二一・三%	B 15
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品 (他の項に該当するものを除く。)	二一・三%	A Q

第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）		A
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉		A
第七類 ○七・〇一 ○七〇二・〇〇 ○七・〇三 ○七〇三・一〇	<p>食用の野菜、根及び塊茎  ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  たまねぎ及びシャロット  たまねぎ</p> <p>課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの</p>	<p>一キログラム  につき、課税  価格と七三円  七〇銭との差  額（その率が  八・五%の従  価税率より高  いときは、当</p>	<p>B  15</p> <p>三%  A  B  10</p>

		該従価税率
〇七〇三・二〇	にんにく	三%
〇七〇三・九〇	リーキその他のねぎ属のもの	三%
	ねぎ(アリウム・フィストロスム)	三%
	その他のもの	A
〇七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	A
〇七・〇五	レタス(ラクトウカ・サティヴァ)及びチコリー(キコリウム属のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	A
〇七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	A
〇七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	A
〇七・〇八	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。)	A
〇七・〇九	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	A
〇七〇九・二〇	アスパラガス	A
〇七〇九・三〇	なす	三%
〇七〇九・四〇	セルリー(セルリアクを除く。)	A
		B 10

○七〇九・五一	○七〇九・五九	○七〇九・六〇	○七〇九・七〇	○七〇九・九〇	○七・一〇	○七一〇・一〇	○七一〇・二一	○七一〇・二二	○七一〇・二九
---------	---------	---------	---------	---------	-------	---------	---------	---------	---------

きのこと及びトリフ  
 きのこと（はらたけ属のもの）  
 その他のもの  
 しいたけ  
 その他のもの  
 とうがらし属又はピメンタ属の果実  
 ピーマン（厚肉大果種のもの）  
 その他のもの  
 ほうれん草、つるな及びやまほうれん草  
 その他のもの  
 スイートコーン  
 その他のもの  
 冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）  
 ばれいしよ  
 豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）  
 えんどう（ピスム・サティヴム）  
 ささげ属又はいんげんまめ属の豆  
 その他のもの  
 えだ豆  
 その他のもの

八・五%	六%	八・五%	八・五%	八・五%	六%	三%	三%	A	X	A
B 7	B 5	B 10	B 10	B 7	A B 7	B 5	B 10			





○七・二三	その他のもの	一キログラムにつき九円	B10
○七・二三	その他のもの	一〇%	B10
○七・二三	ばれいしよ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	七・五%	B7
○七・二三	その他のもの	九%	B7
○七・二三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	九%	B10
○七・二三	えんどう（ピスマ・サティヴム）	九%	B7
○七・二三	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	九%	B7
○七・二三	その他のもの	九%	B7
○七・二三	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	九%	B7
○七・二三	その他のもの	九%	B7
○七・二三	ひよこ豆	九%	B7

<p>○七一三・三一 ○七一三・三二 ○七一三・三三</p>	<p>ささげ属又はいんげんまめ属の豆        緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）        小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）        いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）        薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用<sup>は</sup>に適するようになったもの        その他のもの</p>	<p>X A A</p>
<p>○七一三・三九</p>	<p>その他のもの        播種用<sup>は</sup>のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの        その他のもの        薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用<sup>は</sup>に適するようになったもの        その他のもの        播種用<sup>は</sup>のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの        その他のもの</p>	<p>X A A</p>
<p>○七一三・四〇 ○七一三・五〇</p>	<p>ひら豆        そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）</p>	<p>A X A</p>

○七二四・一〇	<p>カツサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓</p> <p>カツサバ芋</p> <p>冷凍したもの</p> <p>飼料用のもの</p>	A
○七・一四	<p>その他のもの</p>	X A
○七二三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用<sup>は</sup>に適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用<sup>は</sup>のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	A X A
○七二四・一〇	<p>その他のもの</p> <p>播種用<sup>は</sup>のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用<sup>は</sup>に適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p>	X A
○七二四・一〇	<p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用<sup>は</sup>に適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用<sup>は</sup>のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	A

	<p>○七二四・二〇</p> <p>かんしょ</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>さといも</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>		<p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>粉又はミールのペレット</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p>		<p>一一・八%</p> <p>一一・二%</p> <p>九%</p> <p>九%</p> <p>一一・〇%</p> <p>一一・二%</p> <p>一一・二%</p>
	<p>その他のもの</p>		<p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>粉又はミールのペレット</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p>		<p>一一・二%</p>
	<p>その他のもの</p>		<p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>粉又はミールのペレット</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p>		<p>一一・二%</p>













〇八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子を除く。）	九% B 10	A				
〇八一三・四〇	その他の果実 ベリー、パイナップル、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シユガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル その他のもの	九% B 7	A				
〇八一三・三〇	りんご	九% B 7					
〇八一三・二〇	ブルーベリー	九% B 7					
〇八一三・一〇	あんず						
〇八一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの その他のも ダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シユガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、 ウイルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種 その他のも 乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	一二% B 10		一七% B 15	六% B 5		

<p>○八一四・〇〇</p>	<p>又は第○八一三・一〇号から第○八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）  その他のもの  かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）</p>	<p>六%</p>	<p>A B A 15 10</p>
<p>第九類  ○九・〇一  ○九〇一・一一  ○九〇一・一二  ○九〇一・二一  ○九〇一・二二  ○九〇一・二二  ○九〇一・九〇  ○九・〇二  ○九〇二・一〇</p>	<p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料  コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、  コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）  コーヒー（いつたものを除く。）  カフェインを除いてないもの  カフェインを除いたもの  コーヒー（いつたものに限る。）  カフェインを除いてないもの  カフェインを除いたもの  その他のもの  茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）  緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに</p>	<p>一〇% 一〇%</p>	<p>A B B A A 15 15</p>



<p>第一〇類</p> <p>一〇・〇一</p> <p>一〇〇二・〇〇</p> <p>一〇〇三・〇〇</p> <p>一〇〇四・〇〇</p>	<p>〇九・〇九</p> <p>〇九・一〇</p> <p>〇九一〇・一〇</p> <p>〇九一〇・二〇</p> <p>〇九一〇・三〇</p> <p>〇九一〇・九一</p> <p>〇九一〇・九九</p>
<p>穀物</p> <p>小麦及びメスリン</p> <p>ライ麦</p> <p>大麦及び裸麦</p> <p>オート</p>	<p>アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウェイの種及びジュニパーベリー</p> <p>しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料</p> <p>しょうが</p> <p>塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>サフラン</p> <p>うこん</p> <p>その他の香辛料</p> <p>この類の注1(b)の混合物</p> <p>その他のもの</p> <p>カレー</p> <p>その他のもの</p>
	<p>三・六%</p> <p>九%</p>
<p>A X A X</p>	<p>A B 7 A A A A B 5 A</p>

一〇・〇五	とうもろこし	
一〇〇五・一〇	播種用のもの	
一〇〇五・九〇	その他のもの	
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	
	その他のもの	
	飼料用のもの	
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	
	その他のもの	
	コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	
	その他のもの	
一〇・〇六	米	
一〇〇七・〇〇	グレーンソルガム	
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
一〇〇八・一〇	そば	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する ようにしたもの	
	その他のもの	
一〇〇八・二〇	ミレット	
一〇〇八・三〇	カナリーシード	
一〇〇八・九〇	その他の穀物	
		九%
		A A B A
		7
		A X X R A A A

<p>第二類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇</p> <p>一一〇二・二〇</p> <p>一一〇二・九〇</p> <p>一一・〇三</p> <p>一一〇三・一一</p> <p>一一〇三・一三</p> <p>一一〇三・一九</p>	
<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン 小麦粉及びメスリン粉</p> <p>穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）</p> <p>ライ麦粉</p> <p>とうもろこし粉</p> <p>その他のもの</p> <p>大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉</p> <p>その他のもの</p> <p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p> <p>ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>小麦のもの</p> <p>とうもろこしのもの</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの</p>	<p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用<sup>は</sup>に適する ようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ライ小麦</p> <p>その他のもの</p>
<p>X</p> <p>R</p> <p>X</p> <p>B 10</p> <p>X</p> <p>X</p> <p>B 10</p> <p>X</p>	<p>A</p> <p>X</p> <p>A</p>



一一〇四・二九	コーンフレークの製造に使用するもの その他のもの	一六・二%	B 10
	その他の穀物のもの	一八%	B 10
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの	一七%	B 10
	その他のもの		X
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		X
一一〇五	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	二〇%	B 15
一一〇六	乾燥した豆（第七・一三項のものに限る。）		
一一〇六・一〇	七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール		X
一一〇六・二〇	乾燥した豆（第七・一三項のものに限る。）のもの		
	サゴやし又は根若しくは塊茎（第七・一四項のものに限る。）のもの		
	カッサバ芋のもの		
	飼料用のもの		A
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの		X
	その他のもの		
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの バナナのもの 飼料用のもの	二一・三%	B 15
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		A

<p>一・一・〇七 一・一・〇八 一・一・〇九・〇〇</p>	<p>その他のもの その他のもの 麦芽（いつてあるかないかを問わない。） でん粉及びイヌリン 小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）</p>	<p>一五% 一五% B B 10 10</p>
<p>第二二類 一・一・〇一・〇〇 一・一・〇二 一・一・〇二・一〇</p>	<p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 大豆（割ってあるかないかを問わない。） 落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。） 殻付きのもの 採油用のもの 注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの 殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。） 採油用のもの 注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの</p>	<p>A A A A A</p>
<p>一・一・〇三・〇〇</p>	<p>コプラ その他のもの</p>	<p>A X</p>

一〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	A
一一・〇九	播種用の種、果実及び孢子	A
一一・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	A
一一・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A
一一・一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
一一二・二〇	海藻その他の藻類 食用の海藻その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。） 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方	A



	<p>ファルファ、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）</p>	
<p>第一三類 一三・〇一 一三・〇二</p>	<p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 植物性の液汁及びエキス 生あへん 甘草のもの ホップのもの その他のもの 飲料のもと 植物性の一種類の原料から得たもの その他のもの その他のもの 除虫菊エキス その他のもの ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩 植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p>	<p>一〇% 六% A A A A R B B 10</p>
<p>一三〇二・二〇</p>		<p>A A B 10</p>

<p>一三〇二・三一 一三〇二・三二 一三〇二・三九</p>	<p>寒天 ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー (変性させてあるかないかを問わない。) その他のもの</p>		<p>A A R</p>
<p>第一四類 一四・〇一 一四〇一・一〇 一四〇一・二〇 一四〇一・九〇</p>	<p>植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージヤ、ラフィア及びライム樹皮) 竹 とう その他のもの いぐさ、七島い(キュペルス・テゲティフォルミス)及び莞草(キュペルス・エクスアルタウス) その他のもの 植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>八・五%</p>	<p>A A B A A 10</p>
<p>第一五類 一五〇一・〇〇</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう 豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。)</p>		

一五〇二・〇〇	豚脂								
	酸価が一・三を超えるもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
一五〇三・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）								
	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合								
	その他の調製をしてないものに限る。）								
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）								
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物								
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）								
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物								
	鯨油								
	その他のもの								
	六・四%								
	三・五%								
	七%（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）								
	三・五%								
	B 10	A							
	B 10	B 7							
	A								
	A								
	B 10	R	A						

一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四％
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	R
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	R
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五一二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	
一五一二・一九	粗油	R
	その他のもの	R
	綿実油及びその分別物	
		B 10

一五二二・二二	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	
	その他のもの	
一五一二・二九	その他のもの	
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	
	その他のもの	
一五・一三	やし（コブラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
	亜麻仁油及びその分別物	
一五一五・一一	粗油	
一五一五・一九	その他のもの	
	とうもろこし油及びその分別物	
一五一五・二一	粗油	
一五一五・二九	その他のもの	
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物	
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物	
		R A R R R R R A R A R A

一五・一五・九〇	その他のもの オイチシカ油、桐油、カメラヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物 その他のもの 酸価が〇・六を超えるもの 米油及びその分別物 その他のもの その他のもの 米油及びその分別物 その他のもの	A
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。） マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	A
一五・一七・一〇 一五・一七・九〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。） その他のもの 動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるか	R

	<p>ないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）</p> <p>完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの</p> <p>その他のもの</p>	六・四%	B A
	<p>植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）</p> <p>完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの</p> <p>その他のもの</p>	二・九%	R B R A 10
一五二〇・〇〇	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液</p>		A A

<p>一五・二一 一五二二・一〇 一五二二・九〇</p>	<p>植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。） 植物性ろう その他のもの みつろう その他のもの デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物</p>		A A R A	
<p>第一六類 一六〇一・〇〇 一六・〇二 一六〇二・一〇 一六〇二・二〇</p>	<p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血 均質調製品 動物の肝臓のもの 牛又は豚のもの その他のもの 気密容器入りのもの その他のもの 第〇一・〇五項の家きんのもの 七面鳥のもの</p>	<p>二 一・三 %</p>	X X P P P	(c) (b) (h)
<p>一六〇二・三一</p>				

一六〇二・三二	<p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）  その他のもの</p> <p>牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの  その他のもの</p>	A X A
一六〇二・三九	<p>鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの  腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）  その他のもの</p> <p>その他のもの  腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）  その他のもの</p> <p>牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの  その他のもの</p>	A X A X A
一六〇二・四一	<p>豚のもの  もも肉及びこれを分割したもの  ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）  その他のもの</p>	六% B 5 X
		二〇% C X

一六〇二・四二	<p>肩肉及びこれを分割したもの</p> <p>ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの（混合物を含む。）</p> <p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	二〇%	A C X
一六〇二・四九	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p>	二〇%	A C X
一六〇二・五〇	<p>牛のもの</p> <p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>牛の臓器及び舌のもの</p>	二〇%	A C X

一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの その他のもの	二一・三%	C
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース 肉のエキス及びジュース その他のもの	六%	C
一六〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） さけ	六・四%	B 7
一六〇四・一一	気密容器入り以外のもの	七・二%	B 7
		二一・三%	C
		二五%	C
		二一・三%	C
		二一・三%	P
			X
			A
		三%	C
			X
			C
			C

(f)



一六〇四・三〇	<p>たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの          その他のもの          その他のもの          キヤビア及びその代用物          イクラ          その他のもの</p>	六・四％ 七・二％	B 5 B 5	R
一六〇五	<p>甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）          かに</p>	四・八％	B 10	R
一六〇五・一〇	<p>気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）          その他のもの          米を含むもの          その他のもの</p>	五％	B 5	
一六〇五・二〇	<p>シュリンプ及びプローン          くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものと          その他のもの          米を含むもの          その他のもの</p>	七・二％	B 5	X
一六〇五・三〇	<p>ロブスター</p>			A X



<p>第一七類 一七・〇一 一七・〇二</p>	
<p>糖類及び砂糖菓子 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖（固体のものに限る。） その他の糖類（化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル 乳糖及び乳糖水 無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの の その他のもの かえで糖及びかえで糖水</p>	<p>くらげ なまこ及びうに その他のもの あわび 帆立貝 その他の軟体動物のもの 気密容器入りのもの その他のもの その他のもの</p>
<p>X A A</p>	<p>七・二% 七・二% 七・二% 八% 八% B 10 B 3 R B 5 R B 5 B 5</p>

一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）	
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）	
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。）	
	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル	
	ハイ・テスト・モラセス	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%
	その他のもの	X B 7
	香料又は着色料を加えたもの	X
	その他のもの	X
	砂糖を加えたもの	X
	その他のもの	X
	ソルボース	一二% B 10



	その他のもの	二五%	C
<p>第一八類</p> <p>一八〇一・〇〇</p> <p>一八〇二・〇〇</p> <p>一八・〇三</p> <p>一八〇三・一〇</p> <p>一八〇三・二〇</p> <p>一八〇四・〇〇</p> <p>一八〇五・〇〇</p> <p>一八・〇六</p> <p>一八〇六・一〇</p> <p>一八〇六・二〇</p>	<p>ココア及びその調製品</p> <p>カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）</p> <p>カカオ豆の殻、皮その他のくず</p> <p>ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）</p> <p>脱脂してないもの</p> <p>完全に又は部分的に脱脂したもの</p> <p>カカオ脂</p> <p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>チョコレートその他のココアを含有する調製食品</p> <p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）</p> <p>ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上</p>	<p>三・五%</p> <p>七%</p> <p>一〇・五%</p> <p>二九・八%</p>	<p>A A</p> <p>B B B</p> <p>A B</p> <p>B 10</p>



<p>第一九類 一九・〇一</p>	
<p>一九〇一・一〇</p> <p>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。)</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)</p> <p>その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p>	<p>量が全重量の一〇%未満のものに限る。)</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの(加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>X</p>	<p>X R X X</p>

一九〇一・二〇	<p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p> <p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第一九・〇一から第一九・〇四までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>第一九・〇一から第一九・〇四までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	二一・三%	X B X 15
一九〇一・九〇	<p>その他のもの</p> <p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るもの</p>		X R X

<p>一九〇二・一一 一九〇二・一九 一九〇二・二〇</p>	<p>のとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限り、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>麦芽エキス</p> <p>その他のもの</p> <p>スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）</p> <p>パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）</p> <p>卵を含有するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>パスタ（詰物をしたものに限り、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>X X X X R R X X</p>
--	--	------------------------

一九〇二・三〇	その他のパスタ 砂糖を加えたもの ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの その他のもの その他のもの その他のもの ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの その他のもの	二一・三%	X C X
一九〇二・四〇	クースクース	二一・三%	X C X
一九〇三・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	九・六%	B 10
一九・〇四	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）		X
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		
一九〇五・一〇	クリスプブレッド	四・五%	B 15



	<p>あられ、せんべいその他これらに類する米菓  ビスケット、クッキー及びクラッカー  主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの  その他のもの</p>	<p>一二・五%  九%  一三%  C B 15 C X</p>
<p>第二〇類  二〇・〇一  二〇〇一・一〇  二〇〇一・九〇</p>	<p>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品  食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分  きゅうり及びガーキン  砂糖を加えたもの  その他のもの  その他のもの  砂糖を加えたもの  パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン  スイートコーン  ヤングコーンコブ</p>	<p>一二・五%  九%  一三%  C B 15 C X</p>



二〇〇三・一〇	保存に適する処理をしたものを除く。 きのこ（はらたけ属のもの） 砂糖を加えたもの その他のもの							
二〇〇三・二〇	気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。） フレンチマッシュルーム その他のもの							一三・六％ B 10
二〇〇三・九〇	トリフ その他のもの							A A A A
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。） ばれいしよ 単に加熱による調理をしたもの その他のもの マッシュポテト その他のもの							八・五％ B 15
二〇〇四・一〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの							一三・六％ 九％ B B 15 10
二〇〇四・九〇								



二〇〇五・四〇	<p>マシンポテト及びポテトフレーク          その他のもの          気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）          その他のもの          えんどう（ピスム・サティヴム）          砂糖を加えたもの          その他のもの          気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）          さや付きのもの          その他のもの          その他のもの          さや付きのもの          その他のもの          ささげ属又はいんげんまめ属の豆          さやを除いた豆          砂糖を加えたもの          気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）</p>	<p>一三・六％          B 10          九・六％          B 7          九％          B 7          X          B 10          B 10          七・五％          B 10          九％          B 10          六・八％          B 10          一四％          B 10</p>
二〇〇五・五一		

二〇〇五・五九	その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	二二・八％ 一七％	C C
二〇〇五・六〇	アスパラガス その他のもの 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに 限る。） その他のもの	九・六％ 九％	B B 7 10
二〇〇五・七〇	オリーブ	一六％	B 15
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マヌス変種サカラタ） 砂糖を加えたもの その他のもの	一四・九％ 一〇％	A B 7 10
二〇〇五・九一	その他の野菜及び野菜を混合したもの たけのこ 砂糖を加えたもの その他のもの	一三・四％ 一三・六％	C B 10

その他のもの

砂糖を加えたもの

豆(さや付きのものを除く。)

気密容器入りのもの(トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。)

その他のもの

その他のもの

その他のもの

ヤングコーンコブ

気密容器入りのもの

その他のもの

豆(さや付きのものを除く。)

サワークラウト

その他のもの

気密容器入りのもの(容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)

にんにくの粉

その他のもの

その他のもの

にんにくの粉

八%	九・六%	九・六%	九・六%	一七%	一五%	九%	一三・四%	二三・八%	一四%
B 5	B 10	B 5	B 10	C	B 10	B 10	C	C	B 10

二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	九%	B 7
	マロングラッセ		
	その他のもの	一二・六%	B 15
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	九%	B 10
二〇〇七・一〇	均質調製果実		
	砂糖を加えたもの	三四%	B 15
	その他のもの	二一・三%	B 10
二〇〇七・九一	その他のもの		
	かんきつ類の果実		
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード		
	砂糖を加えたもの	一六・八%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
	フルーツピューレー及びフルーツペースト		
	砂糖を加えたもの	三四%	B 15
	その他のもの	二一・三%	B 10
二〇〇七・九九	その他のもの		

ジャム及びフルーツゼリー	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	フルーツピューレー及びフルーツペースト	その他のもの	フルーツピューレー及びフルーツペースト	その他のもの	二〇・〇八
<p>果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）</p>									
落花生	砂糖を加えたもの	ピーナツバター	その他のもの	その他のもの	ピーナツバター	二〇〇八・一一			
一六・八%	一二%			三四%	四〇%	二二・三%	二五%		
B 15	B 10			B 15	B 15	B 10	B 10		
(j)									

二〇〇八・一九	その他のもの	二一・三%	P
	その他のもの（混合したものを含む。）		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	一〇・五%	B 10
	その他のもの		
	カシューナット及びその他のいっただナット	五・五%	B 10
	カシューナット	五・五%	B 7
	その他のもの	一六・八%	B 15
	その他のもの		
	パルプ状のもの		
	その他のもの		
	アーモンド（いっただものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いっただものに限る。）及びカシューナット		
	ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット	四%	B 3
	ぎんなん	一二%	B 10
	その他のもの		
	いっただもの		
	その他のもの	一二%	B 10
二〇〇八・二〇	パイナップル		

(h)





二〇〇八・八〇

砂糖を加えたもの  
パルプ状のもの  
気密容器入りのもの  
その他のもの  
その他のもの  
気密容器入りのもの  
容器とも一個の重量が二キログラム以上のもの  
その他のもの  
その他のもの  
その他のもの  
パルプ状のもの  
その他のもの  
気密容器入りのもの  
その他のもの  
ストロベリー  
砂糖を加えたもの  
パルプ状のもの  
その他のもの

一一％	二一％	九・六％	六・七％	一〇・七％	八・五％	一三・四％	八％	六・七％	二九・八％	二一・三％
B 7	B 15	B 7	B 10	B 10	B 10	B 10	B 7	B 10	B 15	B 15





その他のもの	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム	かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	その他のもの	二〇・〇九
オレングジューズ	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	冷凍したもの	砂糖を加えたもの	二〇〇九・一一
その他のもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、	B R 15	
		一一％ 一二％	B B 10 15	
			A	

二〇〇九・一二	<p>その他のもの          冷凍していないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）          砂糖を加えたもの          しょう糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p>	<p>当該従量税          率）</p>	R
二〇〇九・一九	<p>その他のもの          その他のもの          砂糖を加えたもの          しょう糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p>	<p>二九・八%          （その率が一          キログラムに          つき二三円の          従量税率より          低いときは、          当該従量税          率）</p>	R

その他のもの	その他のもの	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース	ブリックス値が二〇以下のもの	砂糖を加えたもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	の	その他のもの	二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	R	B 15
								二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、	R	B 15

二〇〇九・二九	<p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p>	当該従量税率（	R
二〇〇九・三一	<p>その他のもの</p> <p>その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）</p> <p>ブリックス値が二〇以下のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p>	<p>二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	R
			B 15

その他のもの	二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	B R 15 15
その他のもの	二九・八％	B R 15 15
しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二九・八％	B R 15 15
レモンジュース	六％	B 7
ライムジュース	一二％	B 10
その他のもの	二九・八％	B R 15 15
その他のもの	二九・八％	B R 15 15
その他のもの	二九・八％	B R 15 15
砂糖を加えたもの	二九・八％	B R 15 15
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二九・八％	B R 15 15
その他のもの	二九・八％	B R 15 15

二〇〇九・三九



二〇〇九・四九

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	一九・一%	二五・五%	二九・八%	二三%
	P	P	P	P
	(m)	(i)	(o)	(1)



二〇〇九・六九	その他のもの	一九・一%	B 15
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二九・八%	B 15
	その他のもの	二九・八%	B 15
	その他のもの		
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一九・一%	B 15
	その他のもの	二五・五%	B 15
	りんごジュース		
	ブリックス値が二〇以下のもの		
	砂糖を加えたもの		
二〇〇九・七一	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの		



その他のもの	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	果汁	砂糖を加えたもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの	その他のもの	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの		
きは、当該従量税率）	一九・一%	二九・八%	二九・八%	二三%	（その率が一	キログラムに	つき二三円の	従量税率より	低いときは、	当該従量税	率）
B 15	B 15	B 15	B 15	B 15							

二〇〇九・九〇

プルーンジュース	一四・四%
その他のもの	一九・一%
その他のもの	二五・五%
野菜ジュース	
砂糖を加えたもの	八・一%
その他のもの	
気密容器入りのもの	七・六%
その他のもの	七・二%
混合ジュース	
混合果汁	
砂糖を加えたもの	
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二三%
その他のもの	二九・八%

当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	(その率が一	二九・八%	二三%
						B 15	B 10
						B 7	B 7
						B 7	B 7
						B 15	B 15
						B 15	B 10

	<p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>混合野菜ジュース</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	率)	<p>一九・一%</p> <p>二五・五%</p> <p>八・一%</p> <p>五・四%</p>	<p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 7</p> <p>B 10</p>
<p>第二類</p> <p>二一・〇一</p>	<p>各種の調製食料品</p> <p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物</p> <p>コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品</p> <p>エキス、エッセンス及び濃縮物</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>インスタントコーヒー</p> <p>その他のもの</p>		<p>八・八%</p>	<p>A</p> <p>B 7</p> <p>R</p>
<p>二一〇一・一二</p>	<p>エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製</p>			

		品	
			<p>エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 砂糖を加えたもの その他のもの インスタントコーヒー その他のもの コーヒーをもととした調製品 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに 茶又はマテをもととした調製品 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品 インスタントティー その他のもの 茶又はマテをもととした調製品 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p>
		八・八%	
X	B 7	A	R
		一五%	
		B 10	X
			X
			A
			B 7



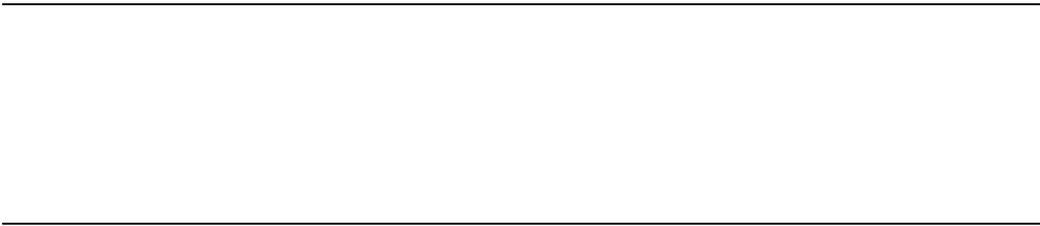


二二〇六・九〇

の重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）	
その他のもの	
砂糖を加えたもの	
しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの	一六・八％
その他のもの	
その他のもの	
植物性たんぱく	
その他のもの	一〇・六％
その他のもの	一五％
その他のもの	
調製品	
その他のもの	
米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品	
その他のもの	
糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）	
チューインガム	
こんにやく	
飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール	

(g)





ラム以下のもの

しよ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器とも一つの重量が五〇〇グラム以下のものに限る。））、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器とも一つの重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）

その他のもの

乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの

その他のもの

砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの

その他のもの

その他のもの

調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三

〇%未満のものに限る。）

アルコールを含有しない飲料のもと

おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの

その他のもの

その他のもの

第〇四・一〇項の物品のもの

	九%	一〇%	一二%	二九・八%				
	B 10	B 10	B 10	X	C	X	X	X

<p>第二二類 二二・〇一 二二・〇二 二二〇二・一〇</p>	
<p>飲料、アルコール及び食酢 水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。） 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。） 砂糖を加えたもの</p>	<p>その他のもの ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの その他のもの たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。） その他のもの ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス） その他のもの</p>
<p>R</p>	<p>二二・五％ B 10</p>
<p>A</p>	<p>X R A</p>





その他のもの	従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)
清酒及び濁酒	X
その他のもの	X
発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物	X
その他のもの	X
麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの その他のもの	X A
エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） 及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	X A
エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） アルコール分が九〇%以上のもの	X A
工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの その他のもの	A
アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留	A
二二・〇七	
二二〇七・一〇	

二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	X
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）	X
二二〇八・二〇	及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	A
二二〇八・三〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	A
二二〇八・四〇	ウイスキー	A
二二〇八・五〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	A
二二〇八・六〇	ジン及びジュネヴァ	A
二二〇八・七〇	ウオッカ	A
二二〇八・八〇	リキュール及びコーディアル	A
二二〇八・九〇	その他のもの	A
	エチルアルコール及び蒸留酒	A
	フルーツブランデー	A
	その他のもの	A
	エチルアルコール	A

<p>二二〇九・〇〇</p>	<p>食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p> <p>その他のもの</p> <p>アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のアルコール飲料</p> <p>合成清酒及び白酒</p> <p>果汁をもととした飲料（アルコール分が一%未満のものに限る。）</p>	<p>二九・八% （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）</p>	<p>B 7</p> <p>A</p> <p>B 15</p> <p>A</p> <p>X</p> <p>A</p> <p>X</p> <p>A</p>
----------------	---	--	--

第二三類		食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	A
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	A
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	A
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品	A
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	B 10
	一キログラムにつき、五九円五〇銭に重	

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

その他のもの

一キログラム				糖の含有率が 一〇%を超え る一%ごとに 六円を加えた 額
B 10	A	A	A	

二三〇九・九〇

その他のもの

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）

その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんばく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル  
その他のもの

につき一八円

一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに五円三〇銭を加えた額

A

B  
10

A

A

<p>第二四類 二四・〇一 二四・〇二</p>	
<p>たばこ及び製造たばこ代用品 たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ 葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成る</p>	<p>気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。） その他のもの 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。） その他のもの 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。） 犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの その他のもの その他のもの</p>
<p>A</p>	<p>X X A A A</p>

<p>二四・〇三 二四〇三・一〇 二四〇三・九一 二四〇三・九九</p>	<p>ものに限る。) その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス 喫煙用たばこ（たばこ代用物含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） その他のもの シートたばこ その他のもの たばこのエキス及びエッセンス その他のもの</p>		<p>X A A X X</p>
<p>第二五類 二五〇一・〇〇</p>	<p>塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふりい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。） その他のもの 硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）</p>		<p>A A X</p>

二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	A
二五・〇四	天然黒鉛	A
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	A
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこざりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A A
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	A A
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	A A
二五〇九・〇〇	白亜	A
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	A
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	A
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミラストーン及びエメリー	A

二五・一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一七	小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びプリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はプリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	A
二五・一八	ドロマイト（粗削りしたものと及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	A

二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A A
二五二二・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A
二五・二三	ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A A A
二五・二四	石綿	A
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	A A
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク	A
二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの	A

二五・二九 二五・三〇	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 鉍物（他の項に該当するものを除く。）	A A
第二六類	鉍石、スラグ及び灰	A
第二七類 二七・〇一 二七・〇二 二七・〇三・〇〇 二七・〇四・〇〇 二七・〇五・〇〇 二七・〇六・〇〇 二七・〇七 二七・〇八 二七・〇九・〇〇	<p>鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの 亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。） 泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。） 石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉍物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。） 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉍物性タールから得たものに限る。） 石油及び歴青油（原油に限る。）</p>	A A A A A A A A A A

二七・一〇

石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

二七一〇・一一

軽質油及びその調製品

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

揮発油

低重合度の混合アルキレン

政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

灯油

一キロリットルにつき一、  
一七九円

B  
5

A

A

A



その他のもの	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）	A
その他のもの	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A
その他のもの	その他のもの	A
軽油	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの その他のもの	一キロリットルにつき四六四円
重油及び粗油	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの 製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。） その他のもの 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政	一キロリットルにつき一、〇二四円
	A	B 5

令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。)のうち、農林漁業の用に供するもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

その他のもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

製油の原料として使用するもの(税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。)

その他のもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

その他のもの

潤滑油(流動パラフィンを含む。)

一キロリットルにつき一、六三三円	一キロリットルにつき一、九九九円	一キロリットルにつき一、四〇〇円	一キロリットルにつき一、八四七円
A	B 5	B 5	B 5



二九・〇一	非環式炭化水素	
二九・〇二	環式炭化水素	
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	飽和一価アルコール	
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）	A
二九〇五・一二	プロパノール（プロピルアルコール）及びプロパノール（イソプロピルアルコール）	A
二九〇五・一三	ブタノール（ノルマルブチルアルコール）	A
二九〇五・一四	その他のブタノール	A
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A
二九〇五・一七	ドデカンール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカンール（セチルアルコール）及びオクタデカンール（ステアシルアルコール）	A
二九〇五・一九	その他のもの	A
	不飽和一価アルコール	A
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール	A
二九〇五・二九	その他のもの	A



二九〇六・一一	メントール	
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	A
二九〇六・一九	その他のもの	A
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体	A
二九〇六・二九	ベンジルアルコール	A
二九・〇七	その他のもの	A
二九・〇八	フェノール及びフェノールアルコール	A
二九・〇九	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一〇	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一一・〇〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A

四・四％  
B  
10

二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一八・一一	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 乳酸並びにその塩及びエステル	A

二九一八・一二	酒石酸	
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	
二九一八・一四	くえん酸	
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル	
	くえん酸カルシウム	
	その他のもの	
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	
二九一八・一八	クロロベンジレート (ISO)	
二九一八・一九	その他のもの	
	フェノール官能のカルボン酸 (他の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	
二九一八・二九	その他のもの	
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸 (他の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
	その他のもの	
二九一八・九一	二・四・五―T (ISO) (二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル	
		A
		A
		A
		A
		A
		A
		A
		A
		X
		X
		A
		A

二九一八・九九	その他のもの	
二九・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二一	アミン官能化合物	A
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	A
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一四	トリエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一九	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	A
	その他のもの	A
二九二二・二一	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・二九	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A
	その他のもの	A
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有す	A

二九・二二・三一	るものを除く。)並びにこれらの塩 アンフェプラモン(INN)、メサドン(INN)及びノルメサドン(INN)並びにこれらの塩	A
二九・二二・三九	その他のもの	A
二九・二二・四一	アミノ酸(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)及びそのエステル並びにこれらの塩	A
二九・二二・四二	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	A
	グルタミン酸及びその塩	
	グルタミン酸ソーダ	
	その他のもの	
二九・二二・四三	アントラニル酸及びその塩	A
二九・二二・四四	チリジン(INN)及びその塩	A
二九・二二・四九	その他のもの	A
二九・二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド(レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)	A
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物(サツカリン及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物	A
	五・二%	B
		5

二九・二六	ニトリル官能化合物	A
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	A
二九・三〇	有機硫黄化合物	A
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	A
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A
二九三五・〇〇	スルホンアミド	A
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A

<p>二九・三九 二九四〇・〇〇 二九・四一 二九四二・〇〇</p>	<p>植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。） 抗生物質 その他の有機化合物</p>	<p>A A A A</p>
<p>第三〇類</p>	<p>医療用品</p>	<p>A</p>
<p>第三一類</p>	<p>肥料</p>	<p>A</p>
<p>第三二類</p>	<p>なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ</p>	<p>A</p>
<p>第三三類 三三・〇一</p>	<p>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を</p>	<p></p>

三三〇一・一二	オレンジのもの		
三三〇一・一三	レモンのもの		A
三三〇一・一九	その他のもの		A
三三〇一・二四	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）		
三三〇一・二五	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの		A
	その他のミントのもの		
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスイスのものに限る。）		
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの		A
	その他のもの		
	その他のもの		
三三〇一・二九	その他のもの		A
三三〇一・三〇	レジノイド		A
三三〇一・九〇	その他のもの		A
三三〇・〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）		A
		五・四%	
		B	
		7	

<p>第三五類 三五・〇一 三五・〇二</p>	<p>たんぱく系物質、変性でん粉、<small>ニウ</small>膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。）及びアルブミナート その他のアルブミン誘導体</p>	<p>A</p>
<p>第三四類</p>	<p>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品</p>	<p>A</p>
<p>三三〇・三・〇〇 三三三・〇四 三三三・〇五 三三三・〇六 三三三・〇七</p>	<p>香水類及びオーデコロン類 美容用、メーカーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品 頭髪用の調製品 口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス） ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>	<p>A A A A A</p>

	<p>第三八類</p> <p>各種の化学工業生産品</p>		A
<p>第三七類</p>	<p>写真用又は映画用の材料</p>		A
<p>第三六類</p>	<p>火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料</p>		A
<p>三五・〇七</p>	<p>酵素及び他の項に該当しない調製した酵素</p>		A A
<p>三五・〇六</p>	<p>調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）</p>		X
<p>三五・〇五</p>	<p>でん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤</p>		A
<p>三五〇四・〇〇</p>	<p>ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）</p>		A
	<p>デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及び</p>		A
	<p>ガラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）</p>		A
<p>三五〇三・〇〇</p>	<p>ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシンガラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）</p>	<p>一七%</p>	C A

第三九類	プラスチック及びその製品	三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）	三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン
			塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
				その他のもの	
		三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
				一・三%（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10
				一・三%（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より	B 10

三九〇一・三〇	<p>その他のもの</p> <p>エチレン—酢酸ビニル共重合体</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>高いときは、 当該従量税 率）</p>
三九〇一・九〇	<p>その他のもの</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>〇・五六%</p>
<p>三九・〇二</p> <p>三九〇二・一〇</p>	<p>プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）</p> <p>ポリプロピレン</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>	<p>〇・五六%</p>
<p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>	<p>A</p>	<p>一・三%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より</p>
<p>B 10</p>	<p>A B 10</p>	<p>A B 10</p>



三九〇三・一九	<p>粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>	〇・七八%	A	B
三九〇三・二〇	<p>スチレン―アクリロニトリル（SAN）共重合体</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>	〇・六二%	A	B
三九〇三・三〇	<p>アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ABS）共重合体</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>	〇・六二%	A	B
三九〇三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>	〇・六二%	A	B
三九〇四	<p>塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（二次製品に限る。）</p> <p>ポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合してないものに限る。）</p>		A	B
三九〇四・一〇			A	B



三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
	その他のもの		
	ふっ素系重合体		
三九〇四・六一	ポリテトラフルオロエチレン		
三九〇四・六九	その他のもの		
三九〇四・九〇	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
	その他のもの		
三九〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（二次製品に限る。）		
三九〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）		
三九〇六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル）		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
	その他のもの		
三九〇六・九〇	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、		
		〇・五六%	
			〇・六八%
	A	A	B
			5

三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）	
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）	
三九・一一	石油樹脂、クマロンインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	
三九・一五	プラスチックのくず	
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	
		〇・五六%
A	A A A A A A A A A A	B 5

三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	A
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	A
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	A A
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	A A
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	A
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	A
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	A A
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	A
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	A

第四〇類	ゴム及びその製品		A
第四一類 四一・〇一	<p>原皮（毛皮を除く。）及び革 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p>		
四一〇一・二〇	<p>全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的ものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p>	一一％	B A 10
四一〇一・九〇	<p>全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的ものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的ものうちなめしを</p>	一一％	B A 10

四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	一 二 %	P	A
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）		A	
四一〇三・二〇	爬虫類のもの		A	
四一〇三・三〇	豚のもの		A	
四一〇三・九〇	なめし過程にないもの	一 ・ 二 %	A	
四一・〇四	その他のもの		A	
四一〇四・一一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット	B 10		

(a)

四一〇四・一九	<p>クロムなめしのもの          その他のもの          その他のもの          クロムなめしのもの          その他のもの</p>	一 二 %	B	A	10			
四一〇四・四一	<p>乾燥状態（クラスト）のもの          フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット          なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの          クロムなめしのもの          その他のもの          その他のもの          染色したもの</p>	一 二 %	B	A	10			
四一〇四・四九	<p>染色したもの（全形の牛皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛皮並びにローラーレザーを除く。）          その他のもの          その他のもの          その他のもの          なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの</p>	一 三 ・ 三 %	B	一 六 %	B	一 二 %	B	10



四一〇六・三二	豚のもの	一・二%	B	10
四一〇六・三一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	一・六%	B	10
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの	一・二%	B	10
	染色したもの			
	その他のもの			
四一〇六・四〇	爬 <sup>は</sup> 虫類のもの		A	
	植物性前なめしをしたもの			
	その他のもの			
	染色したもの			
	わに又はとかげのもの	一・二%	B	7
	その他のもの	二%	B	7
	その他のもの		A	
四一〇六・九二	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A	
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染色したもの	一・二%	B	10
	その他のもの		A	
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超え る加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに 限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）			



四一〇七・九九	四一〇七・九二	四一〇七・九一
---------	---------	---------

染着色し又は模様付けしたものの  
 その他のもの  
 その他のもの（サイドを含む。）  
 フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）  
 パーチメント仕上げをしたもの  
 その他のもの  
 染着色し又は模様付けしたもの  
 染着色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）  
 その他のもの  
 その他のもの  
 グレーンスプリット  
 パーチメント仕上げをしたもの  
 その他のもの  
 染着色し又は模様付けしたもの  
 染着色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）  
 その他のもの  
 その他のもの  
 パーチメント仕上げをしたもの  
 その他のもの

一・二%	一・二%	一・六%	一三・三%	一・二%	一・二%	一・六%	一三・三%	一・二%	一・二%	一・六%
B 10	P	P	B 10	B 10	P	B 10	P	B 10	P	B 10
	(a)	(a)		(a)	(a)		(a)		(a)	

四二二・〇〇	<p>羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一・二%	P	一六%	B	(a)
四一・二三	<p>その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）</p> <p>やぎのもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一・二%	B	一六%	B	(a)
四二一三・一〇	<p>豚のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一・二%	B	一六%	B	(a)
四二一三・二〇	<p>その他のもの</p>	一・二%	B	一六%	B	(a)

四二一三・三〇	<p>染色色し又は模様付けしたもの その他のもの</p> <p>爬虫類<sup>は</sup>のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの</p> <p>染色色し又は模様付けしたもの わに革及びとかげ革 その他のもの その他のもの</p>	一・二% 一・二% 一・二%	B 7 B 10 B 10
四二一三・九〇	<p>その他のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの</p> <p>染色色し又は模様付けしたもの その他のもの</p>	一・二% 一・二%	B 7 B 7
四一・一四	<p>シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。） 、パテントレザー及びパテントラ ミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー</p>		A
四一・一五	<p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。） 、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p>		X
四二一五・一〇	<p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状</p>		

四一五・二〇	<p>又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）  革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p>	一・二% 〇・六%	B7 B10
<p>第四二類  四二〇一・〇〇  四二・〇二</p>	<p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品  動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）  旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限り。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器  トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器  外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</p>	一・〇六%	B10
四二〇二・一一			

四二〇二・一二	<p>携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一二・八%</p> <p>八%</p>	<p>B 10</p> <p>B 10</p>
四二〇二・一九	<p>その他のもの</p> <p>ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）</p> <p>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</p> <p>貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの</p> <p>革製又はパテントレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>〇・八二%</p> <p>三・六八%</p> <p>六・四%</p>	<p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p>
四二〇二・二二	<p>その他のもの</p>	<p>一一・二%</p>	<p>B 10</p>

四二〇二・二二	<p>その他のもの</p> <p>革製又はパテントレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	六・四%	B 10	B 10
四二〇二・二九	<p>その他のもの</p> <p>ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品</p> <p>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</p> <p>財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	六・四%	B 10	B 10
四二〇二・三一	<p>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</p> <p>財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	六・四%	B 10	B 10
四二〇二・三二	<p>外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	六・四%	B 10	B 10

四二〇二・三九	その他のもの	〇・八二%	B	10
四二〇二・九一	その他のもの			
四二〇二・九二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	八%	B	10
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	六・四%	B	10
四二〇二・九九	その他のもの			
	木製のもの	〇・五四%	B	10
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	〇・六八%	B	10
	その他のもの	〇・九二%	B	10
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）			
四二〇三・一〇	衣類			
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B	10
	その他のもの	一〇%	B	10
	手袋、ミトン及びビット			
四二〇三・二一	特に運動用に製造したもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	P	
	その他のもの		X	
四二〇三・二九	その他のもの			

(a)

	<p>四二〇三・三〇</p> <p>ベルト及び負い革</p> <p>毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの</p> <p>革製のもの</p> <p>コンポジションレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p>		<p>一六%</p> <p>一四%</p>		<p>X B 10</p> <p>B 10</p>
	<p>四二〇三・四〇</p> <p>その他の衣類附属品</p> <p>毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの</p> <p>その他のもの</p>		<p>一六%</p>		<p>X B 10</p>
	<p>四二〇五・〇〇</p> <p>その他の革製品及びコンポジションレザー製品</p> <p>機械用その他の技術的用途に供する種類のもの</p> <p>ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー</p> <p>その他のもの</p>		<p>一〇%</p> <p>一六%</p> <p>三・六%</p> <p>〇・六六%</p> <p>六%</p>		<p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p>
<p>四二〇六・〇〇</p> <p>腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍<sup>けい</sup>の製品</p>			<p>〇・六六%</p>		<p>B 10</p>

<p>第四三類</p> <p>四三・〇一</p> <p>四三・〇二</p> <p>四三・〇三</p> <p>四三〇四・〇〇</p>	<p>毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品</p> <p>原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）</p> <p>なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）</p> <p>衣類、衣類附属品その他の毛皮製品</p> <p>人造毛皮及びその製品</p>	<p>A</p> <p>A X X</p>
<p>第四四類</p> <p>四四・〇一</p> <p>四四・〇二</p> <p>四四・〇三</p> <p>四四・〇四</p>	<p>木材及びその製品並びに木炭</p> <p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p> <p>木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの</p>	<p>A</p> <p>A A A</p>













四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであつてシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）	
四六〇一・二一	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	
四六〇一・二二	竹製のもの	
四六〇一・二九	とう製のもの	
	その他のもの	
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	
	その他のもの	
	その他のもの	
四六〇一・九二	竹製のもの	
四六〇一・九三	とう製のもの	
四六〇一・九四	その他の植物性材料製のもの	
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）	
	その他のもの	
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	
		六%
	A	B
	A A	5
	A A	

五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）								
五〇〇二・〇〇	野蚕のもの								
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）								
第五〇類	絹及び絹織物								
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び 図案								
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品								
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙								
四六〇一・九九 四六・〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇 一項の物品から製造したものに限り。）及びへちま製品 その他のもの その他のもの 畳表 その他のもの								
								六%	六%
								A	B
								X	5
								A	7

第五七類							五〇〇四・〇〇 五〇〇五・〇〇 五〇〇六・〇〇 五〇・〇七
第五六類	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	人造繊維の短繊維及びその織物	品 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	綿及び綿織物	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	絹糸（絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。） 絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものを除く。） 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす絹織物
第五五類							
第五四類							
第五三類							
第五二類							
第五一類							
	A	A	A	A	A	A	A A A A

第六八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布						
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品						
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物						
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）						
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）						
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ						
第六四類 六四・〇一	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）						
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。） スキー靴						
X		A	A	A	A	A	A

六四〇一・九二	その他の履物 くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。） スキー靴 その他のもの	六・七%	B	X	六・七%	B	10
六四〇一・九九	その他のもの ひざを覆うもの その他のもの	六・七%	B	B	六・七%	B	10
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物	八%	B	B	八%	B	10
六四〇二・一二	スキー靴（クロスカントリー用を含む。）及びスノーボードブーツ スキー靴 スノーボードブーツ	八%	B	X			
六四〇二・一九	その他のもの	六・七%	B	B	六・七%	B	10
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。） その他の履物	六・七%	B	B	六・七%	B	10
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの 保護用の金属製トキヤップを有するもの	六・七%	B	B	六・七%	B	10
六四〇二・九九	その他のもの	八%	B	B	八%	B	10

(a)





六四〇三・九一	<p>その他の履物</p> <p>くるぶしを覆うもの</p> <p>本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）</p> <p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p> <p>履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキヤップを有するものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p>	<p>二二・六%</p> <p>二二・六%</p> <p>X</p> <p>(a)</p>
六四〇三・九九	<p>その他のもの</p> <p>本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）</p> <p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p> <p>履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキヤップを有するものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>二四%</p> <p>二四%</p> <p>B 10</p> <p>P</p> <p>X</p> <p>(a)</p>

<p>は保護用の金属製トーチヤップを有するものを除く。 その他のもの</p>	<p>その他のもの スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの</p>	<p>二二・六% 二一・六% B P 10 (a)</p>
<p>六四・〇四</p>	<p>履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。） 履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物 その他のもの 甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。） その他のもの その他のもの 地下たび キャンバスシューズ</p>	<p>二四% 二四% 二四% B P 10 (a)</p>
<p>六四〇四・一一 六四〇四・一九</p>	<p>その他のもの</p>	<p>八% B 10</p>
		<p>二四% X P (a)</p>
		<p>六・七% P (a)</p>
		<p>六・七% B 10</p>

六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 甲に毛皮を使用したもの	その他のもの	八%	B	10
甲に毛皮を使用したもの	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	その他のもの	二四%	X	(a)
本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	その他のもの	一七・三%	X	(a)
キャンバスシューズ	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	その他のもの	二四%	P	(a)
その他の履物	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	六・七%	P	(a)
六四〇五・一〇	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これ				

六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わな	三・四%	B	八%	B	X	二四%	B		10
六四〇五・九〇	その他のもの	三・四%	B	三・四%	B	八%	B	二四%	X	B
六四〇五・二〇	甲が紡織用繊維製のもの		7		10		10			10
六四〇五・九〇	その他のもの									
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの									
	甲に毛皮を使用したもの									
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B		X					10
	その他のもの									
	その他のもの									
	本底が革製のもの									
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B		X					10
	その他のもの									
	その他のもの									
	その他のもの									

第六七類	第六六類	第六五類	六四〇六・九一 六四〇六・九二 六四〇六・九三 六四〇六・九四 六四〇六・九五 六四〇六・九六 六四〇六・九七 六四〇六・九八 六四〇六・九九	六四〇六・一〇 六四〇六・一一 六四〇六・一二 六四〇六・一三 六四〇六・一四 六四〇六・一五 六四〇六・一六 六四〇六・一七 六四〇六・一八 六四〇六・一九 六四〇六・二〇	い。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 甲及びその部分品(しんを除く。) 革製のもの及び毛皮を使用したもの その他のもの 本底及びかかと(ゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他のもの 木製のもの 毛皮を使用したもの その他のもの その他の材料製のもの 革製のもの及び毛皮を使用したもの その他のもの	三・四% 三・四% 三・四% 三・四%	A A A B 10 X C X B 10 B 10 X
調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	帽子及びその部分品					

第六八類	石、プラスタター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		A
第六九類	陶磁製品		A
第七〇類	ガラス及びその製品		A
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊		A
七〇〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）		A
七〇〇三	ものに限る。） 鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） 引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇〇四			A
七〇〇五			A
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろく引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）		A
七〇〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）		A
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス		A
七〇〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）		A

七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	A
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	A
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	A
七〇・一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	A
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	A



第八四類	第八三類	第八二類	第八一類	第八〇類	第七九類	第七八類	第七六類	第七五類	第七四類
原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	各種の卑金属製品	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	すず及びその製品	亜鉛及びその製品	鉛及びその製品	アルミニウム及びその製品	ニッケル及びその製品	銅及びその製品
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

第九五類	電氣機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品					
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電氣機械式のものを含む。）					
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品					
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品					
第八九類	船舶及び浮き構造物					
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品					
第九一類 九一・〇一	時計及びその部分品 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）					
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇					
A	A	A	A	A	A	A

九一・〇三	一項のものを除く。） 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四の時計を除く。）	A
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）	A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品	A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	A
九一・一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	A
九一・一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）	A

九四・〇一	<p>第九四類</p> <p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第</p>		A	
第九三類	<p>武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品</p>		A	
第九二類	<p>楽器並びにその部分品及び附属品</p>		A	
九一・一四	<p>その他の時計の部分品</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの</p> <p>その他のもの</p> <p>革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一六%</p> <p>一〇%</p> <p>二%</p>	<p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>A A B</p>	<p>B 10</p> <p>B 10</p>
九一一三・九〇	<p>その他のもの</p>			

九四・〇二	九四〇一・九〇	九四〇一・八〇	九四〇一・七九	九四〇一・七一	九四〇一・六九	九四〇一・六一	九四〇一・五九	九四〇一・五一	九四〇一・四〇	九四〇一・三〇	九四〇一・二〇	九四〇一・一〇	
医療用又は獣医用の備用品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科	革製のもの その他のもの	その他の腰掛け 部分品	その他のもの	その他のもの アップホルスターのもの	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。） アップホルスターのもの	その他のもの アップホルスターのもの	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） アップホルスターのもの	その他のもの 竹製又はとう製のもの	装具用のものを除く。） とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	自動車に使用する種類の腰掛け	航空機に使用する種類の腰掛け
	三・八%												
	A B 10	A A A	A A	A A	A A	A A	A A	A A	A	A A A	A A A	A	

<p>第九六類 九六・〇一</p>	<p>雑品 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これらの材料から製造したものに限り。）とし、成形により得た製品を含む。） 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これ</p>	<p>A</p>	
<p>第九五類</p>	<p>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>A</p>	
<p>九四〇六・〇〇</p>	<p>プレハブ建築物 （除く。）</p>	<p>A A</p>	
<p>九四・〇五</p>	<p>ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）及びマットレスサポート</p>	<p>A</p>	
<p>九四・〇三 九四・〇四</p>	<p>用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するた めの機構を有するもの並びにこれらの部分品 その他の家具及びその部分品 寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プ フ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの 及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限り。）とし、被覆してある</p>	<p>A A</p>	

	<p>らの材料から製造したものに限り。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限り。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限り。）、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品</p>	A
九六・〇三	<p>ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）</p>	A A
九六〇四・〇〇	<p>手ふるい</p>	A A
九六〇五・〇〇	<p>トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限り。）</p>	B 7
九六・〇六	<p>ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク</p>	A A
九六・〇七	<p>スライドファスナー及びその部分品</p>	A
九六・〇八	<p>ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）</p>	A
九六・〇九	<p>鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テララスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク</p>	A

五・二八%

九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができるとしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	A
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプポールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	A
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	A
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	A

第九七類	九六一八・〇〇
美術品、収集品及びこつとう	品で作動するもの マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用
A	A